

2024年7月30日

令和6年7月25日からの大雨により被災された  
お客さまに対する電気料金の特別措置について

令和6年7月25日からの大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された秋田県の6市2町2村および山形県の6市7町3村<sup>\*1</sup>において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、7月26日、経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日<sup>\*2</sup>の延伸

被災されたお客さまの2024年6月（支払期日が災害救助法適用日<sup>\*3</sup>以降となるものに限ります）、7月、8月および9月分の電気料金の支払期日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金<sup>\*4</sup>）は申し受けません。

3. 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年1月末日まで申し受けません。

※1、3

電気料金の特別措置は、災害救助法が適用された市町村（7月29日時点：26市町村）に適用します。

■災害救助法適用市町村（適用日：7月25日）

秋田県（6市2町2村）

横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村

山形県（6市7町3村）

鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田川郡三川町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※4 不使用料金は、基本料金の半額となります。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ

電気料金の特別措置に関する詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

カスタマーセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

平日：午前9時から午後5時まで [祝日・土曜・日曜を除く]

以 上